

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局	(平成26年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>V. 市民局と特定非営利活動法人</p> <p>3. (3)制度に沿ったNPO法人の管理の取組</p> <p>【指摘 21】(NPO法に反し事業報告書等が未提出であるNPO法人への初動の時期について)</p> <p>「仙台市特定非営利活動促進法の運用に係る事務処理要領」においては、督促や再督促の送付時期については、明記されていない。この事務処理要領で規定する督促等を行った上で、NPO法に基づき、NPO法人への改善命令等の行政処分を課すのであれば、処分のばらつきをなくす必要があるため、督促する時期について、少なくともマニュアル等において明記し、基準を明確にすべきである。</p>	<p>平成 27 年 6 月に事業報告書等の未提出法人に対する督促等の事務処理マニュアルを作成して督促の実施時期を明記し、基準を明確にした。</p>	

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局	(平成26年度)	
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>V. 市民局と特定非営利活動法人</p> <p>3. (3)制度に沿ったNPO法人の管理の取組</p> <p>【指摘22】(市HP上で公開する事業報告書等の事業年度の表示について)</p> <p>現在市HP上で公開されている事業報告書等の中には、平成21年度のもので散見される。NPO法第30条では、所轄庁は、提出を受けた事業報告書等について、過去3年間に提出を受けたものに限って、請求があったときに閲覧等をさせなければならないことと規定されており、HP上での公開を取りやめる必要がある。</p> <p>なお、市HPではNPO法人から提出された直近の事業報告書等を公開しているが、1年以上事業報告書等の提出がないNPO法人の場合は、ファイルを開かないといつの事業年度の事業報告書等が掲載されているのかわからない不便さがあるため、公開されている事業報告書等のファイル名に事業年度を付記することが、情報利用者である市民のために有用と考える。</p>	<p>市HP上で公開していた事業報告書等を再点検し、3年より前にNPO法人から提出された事業報告書等で市HP上で公開されていたものについては、公開を取りやめた。</p> <p>今後、事業報告書等の市HPへの掲載にあたっては、過去3年間に提出を受けたものとなっているか十分な確認を行うこととした。</p> <p>また、市HP上で公開しているNPO法人の事業報告書等のファイル名の先頭に事業年度を付記し、ファイルを開かなくともいつの事業年度の事業報告書等が掲載されているか分かるようファイル名を改めた。</p>	